

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
11月22日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 公安委告示
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....
- 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の講習会の開催.....

山口県告示第三百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	住所	者	所	指定年月日
三吉 宏之	周南市川崎二丁目八番一三号			令和六、一〇、一〇

山口県告示第三百二十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
大浦区域			総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてまき網を使用していることを目的とする漁業以外の漁業

(二八八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
玖珂郡和木町和木三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩国市山手町一丁目一番一四号
株式会社東洋地所

山口県公安委員会告示第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の

三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和六年十一月二十二日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
- (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- (二) 経験者講習会
 - 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
- (一) 初心者講習会

開催の日時	山口県警察本部
令和七、二、二三 午前九時三〇分	
〃 五、一八 〃	
〃 六、一五 〃	
〃 七、三一 〃	
〃 八、二八 〃	
〃 一〇、三〇 〃	

開催の日時	山口県岩国警察署岩国西幹部交番
令和七、四、一〇 午後一時	
〃 六、五 〃	
〃 八、七 〃	
〃 一〇、二 〃	
〃 一二、四 〃	
令和七、一、二六 午後一時	
〃 二、二〇 〃	
〃 三、二七 〃	
〃 四、一七 〃	
〃 五、二三 〃	

(二) 経験者講習会

山口県公安委員会告示第三十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三の二第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和六年十一月二十二日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所

開催の日時	山口県警察本部
令和七、三、四 午後一時	
〃 五、一三 〃	
〃 七、一 〃	
〃 九、二 〃	
〃 一、四 〃	
〃 六、二六 〃	
〃 七、一七 〃	
〃 八、二一 〃	
〃 九、二五 〃	
〃 一〇、二三 〃	
〃 一一、二〇 〃	
〃 一二、一八 〃	

開催の日時	山口県警察本部
令和七、三、二三 午後一時	
〃 五、二九 〃	
〃 七、一〇 〃	
〃 一、二三 〃	

令和六年十一月二十二日印刷
令和六年十一月二十二日発行

発行人所 山口県知事